

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付について記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年4月まで
② 昭和46年4月及び同年5月
③ 昭和50年7月から51年11月まで
④ 昭和55年7月から56年3月まで
⑤ 昭和58年10月から59年1月まで
⑥ 平成12年4月から13年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃、母親から私の国民年金の加入手続きを行ったと聞いた。申立期間①は、A町(現在は、B市)で自分か私の母親が、私の国民年金保険料を納付した。

申立期間③から⑤までは、C県内に居住しており、自分で保険料を納付した。保険料は、納付書が送られて来なかったり、お金が準備できなかったこともあったので、遅れてまとめて納付したことはあるが、全て納付したはずである。また、申立期間⑥は、D町(現在は、E町)に居住しており、自分か私の夫が保険料を納付した。

しかし、申立期間①の国民年金の加入記録は無く、申立期間③から⑥までの期間は、未納となっていることに納得できない。

申立期間②は、昭和50年頃に遡って納付した記録となっていると聞いたが、私の年金手帳には、当該期間の国民年金印紙が貼られたままで残っている。申立期間②の保険料は二重に払っていると思うので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市が保管する国民年金被保険者名簿により、当初は国民年金保険料の未納期間とされ

ていたところ、第2回の特例納付により、昭和50年3月4日に保険料が過年度納付されたことが確認できる。

一方、申立人が所持する年金手帳には、申立期間②に係る期間の欄に国民年金印紙が貼られ、検認印が押されたページが切り離されないまま残っており、申立人が申立期間②に係る保険料を現年度納付したことが確認できることから、申立期間②に係る保険料が重複納付されたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録、被保険者台帳及び被保険者名簿のいずれにも申立期間②に係る保険料が還付された記録は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号（以下「番号Ⅰ」という。）は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和43年5月頃にA町で払い出されたことが推認される所、オンライン記録、被保険者台帳、B市が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても申立人の資格取得日は、43年5月9日と記録されており、番号Ⅰによっては、申立期間①は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない上、前述の被保険者名簿及び年金手帳には、申立期間①の保険料は未加入期間であり納付できないことを示す「納付不要」との記載又は押印が確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号に統合されていない別の国民年金手帳番号（以下「番号Ⅱ」という。）が、昭和42年12月頃に払い出されていることが確認できるものの、資格取得日は42年12月1日、資格喪失日は平成19年1月9日とされ、全期間において保険料は未納となっている上、申立期間①のうち昭和42年1月から同年11月までは未加入期間となり、制度上、番号Ⅱによっても、保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、番号Ⅱは、申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認できるが、その手帳記号番号については、申立人はA町で、元夫はF市で払い出されているところ、申立人の元夫も、申立期間①のうち昭和42年1月から同年11月までは未加入期間となっており、同年12月から43年4月までの保険料は未納となっている。このことについて、申立人は、「申立期間①において、元夫と婚姻中（昭和43年3月*日に離婚）であったが、昭和41年11月頃から既に別居しており、元夫が私の保険料を納付していたとは考えられない。」としているほか、手帳記号番号払出管理簿には、番号Ⅱに係る申立人の欄に、社会保険事務所(当時)がA町と定期的に記録の照合を行った結果、申立人の住所が確認できないことを示す「不」の記載が確認できる上、被保険者名簿には、被保険者資格の取得及び喪失の日付、町外への転出記録並びに43年3月の離婚による改姓の記録等の記載は無く、納付記録を記載するページも無いことから、番

号Ⅱによる納付書は発行されていなかったと認められる。

加えて、申立人は、「自分で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立期間①に係る国民年金の加入手続は、私の母が行ってくれた。」としているところ、仮に申立人又は申立人の母親が番号Ⅱに係る申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が被保険者資格を取得した昭和42年12月から43年4月までの保険料を納付していたとすれば、43年5月に再度、同一町で申立人の番号Ⅰに係る国民年金の加入手続を行うことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の加入手続及び保険料納付に係る詳細を確認することはできない。

申立期間③、④及び⑤を含む昭和50年7月から59年1月までについて、申立人は、「C県内に居住し、自分自身で保険料を納付したが、保険料の納付期限を過ぎて、まとめて過年度納付したときには、現年度保険料の納付もしていた。」と主張しているが、申立人の保険料納付状況を見ると、過年度納付したときには現年度納付がされておらず、現年度納付したときは、過年度納付がされていないことが確認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、上記期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの期間を除き、保険料の領収証書を保管している一方、申立期間③、④及び⑤の領収証書は保管していない。

さらに、申立人が申立期間③において居住していたG市、申立期間④及び⑤において居住していたH市並びに申立期間⑤の後に居住していたI市の被保険者名簿（H市の被保険者名簿は納付記録を記載するページが無い。）及び申立人の被保険者台帳を見ても、申立期間③、④及び⑤の保険料は未納（又は未記録）とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る保険料の納付時期等の詳細を具体的に覚えておらず、このほか、申立期間③、④及び⑤に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間⑥のうち平成13年3月を含む13年3月から同年12月までの保険料を15年5月6日に納付（このうち、平成13年3月の保険料は、時効により納付できない期間であったため、14年1月に充当されている。）していることが確認でき、申立人は少なくとも、13年3月の保険料は未納であったことを認識していたものと考えられる上、当該納付書の発行日（平成15年4月7日）において、申立期間⑥のうち、12年4月から13年2月までは、既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録により、申立人は、当初、平成11年11月から15年3月までの保険料は未納とされていたところ、申立期間⑥直前の11年11月から12年3月までの保険料を12年12月29日に、申立期間⑥直後の13

年4月から15年3月までの保険料を15年5月6日から同年10月9日までの間に過年度納付していることが確認できるが、このことについて、申立人は、「平成13年頃から（再婚後の）夫が入院し、生活が大変だった。」としており、その間、保険料の納付ができず、納付できる状態となった15年5月には、申立期間⑥は既に時効により納付できなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人の当該夫は、既に死亡しており、申立人の申立期間⑥に係る保険料の納付状況について確認することはできない上、当該夫は、申立期間⑥において、60歳に到達していることから国民年金に加入していない。

加えて、E町が保管する被保険者名簿では、申立期間①、③、④、⑤及び⑥は未納と記録されており、オンライン記録とも一致する。

このほか、申立人が申立期間①、③、④、⑤及び⑥について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私達夫婦は、結婚後の昭和46年12月にA町（現在は、B町）に転居した後、47年1月に町役場で住所変更の届出と同時に国民年金に加入し、60歳になるまでの国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の保険料のみが未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和47年1月1日に一緒に国民年金に加入し、申立期間の12か月を除き、いずれも60歳に到達する平成14年*月（申立人）及び18年*月（申立人の妻）までの国民年金保険料を全て納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったことが認められる。

また、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳の納付記録によれば、昭和51年10月21日に、申立期間直前の昭和50年度の保険料を過年度納付し、さらに、申立期間直後の52年度の保険料を現年度納付していることが確認でき、そのうち、昭和52年7月から53年3月までの保険料を52年10月3日に一括納付していることが確認できることから、この時期に申立期間の保険料を納付する資力がありながら、納付意識の高かった申立人夫婦が申立期間の保険料だけを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私達夫婦は、結婚後の昭和46年12月にA町（現在は、B町）に転居した後、47年1月に町役場で住所変更の届出と同時に国民年金に加入し、60歳になるまでの国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の保険料のみが未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和47年1月1日に一緒に国民年金に加入し、申立期間の12か月を除き、いずれも60歳に到達する平成18年*月（申立人）及び14年*月（申立人の夫）までの国民年金保険料を全て納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったことが認められる。

また、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳の納付記録によれば、昭和51年10月21日に、申立期間直前の昭和50年度の保険料を過年度納付し、さらに、申立期間直後の52年度の保険料を現年度納付していることが確認でき、そのうち、昭和52年7月から53年3月までの保険料を52年10月3日に一括納付していることが確認できることから、この時期に申立期間の保険料を納付する資力がありながら、納付意識の高かった申立人夫婦が申立期間の保険料だけを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月15日から同年2月2日まで

私は、昭和43年3月25日にA社（現在は、B社）に入社し、平成15年3月末日まで同社のグループ会社に継続して勤務した。

しかし、昭和45年1月15日にA社からグループ会社のC社D支店に出向した際の同日から同年2月2日までの期間が、厚生年金保険の加入記録から欠落している。申立期間の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、加入期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する昭和45年1月及び同年2月分の給与明細書により、A社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、C社D支店が加入していたE厚生年金基金における申立人の加入記録及び前述の給与明細書における勤務地手当の額から判断すると、申立人は、昭和45年2月2日にA社からC社D支店に異動したと認められる。

さらに、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険料が当月控除か翌月控除であったかは分からない。」としているところ、申立人は、申立期間及びその翌月の給与明細書を所持しており、いずれも保険料が控除されていることから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保

険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としているが、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から同年11月までは28万円、同年12月から18年3月までは24万円、同年4月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は47万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日及び同年12月20日は31万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は47万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日及び同年12月20日は31万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

⑦ 平成 17 年 12 月 20 日

⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から同年11月までは28万円、同年12月から18年3月までは24万円、同年4月から同年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は47万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日及び同年12月20日は31万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月及び17年2月から同年4月までの期間は20万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は28万1,000円、同年12月19日は31万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は24万6,000円、同年12月20日は32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は28万1,000円、同年12月19日は31万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は24万6,000円、同年12月20日は32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

⑦ 平成 17 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月及び17年2月から同年4月までの期間は20万円、同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る

給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は28万1,000円、同年12月19日は31万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は24万6,000円、同年12月20日は32万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は19万円、同年12月から15年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は17万円、同年11月は19万円、同年12月は18万円、16年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月から同年5月までの期間及び同年8月は19万円、同年9月は16万円、同年10月から17年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月は16万円、同年6月は18万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円、同年9月から18年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は31万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は35万5,000円、19年7月20日は26万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は31万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は35万5,000円、19年7月20日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は19万円、同年12月から15年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は17万円、同年11月は19万円、同年12月は18万円、16年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月から同年5月までの期間及び同年8月は19万円、同年9月は16万円、同年10月から17年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月は16万円、同年6月は18万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円、同年9月から18年8月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年6月及び同年7月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は31万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は35万5,000円、19年7月20日は26万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、16年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年10月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は19万5,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万7,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は13万円、18年7月20日は31万1,000円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は31万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は19万5,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万7,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は13万円、18年7月20日は31万1,000円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、16年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年10月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めて

いることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 1 月、同年 5 月、同年 8 月、17 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 18 年 6 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 19 万 5,000 円、同年 12 月 19 日は 33 万 3,000 円、16 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 30 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 13 万円、18 年 7 月 20 日は 31 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 37 万 1,000 円、19 年 7 月 20 日は 31 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年3月30日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和55年11月から56年2月までの標準報酬月額については7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月30日から56年3月30日まで

私は、夫の父親が経営するA社に、昭和44年5月から会社が倒産した56年3月30日まで夫と一緒に働いた。

しかし、申立期間について、夫には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月30日まで申立事業所で勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和56年3月30日と記録されていたところ、その7か月後の同年10月30日に、遡って55年11月30日に訂正されており、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人同様、56年3月30日に被保険者資格を喪失した旨の記録を55年11月30日に遡って訂正されている者が複数存在しているが、申立事業所の事業主は病氣療養中のため供述を得ることができず、また、申立事業所が倒産した際、事業主に代わって残務整理等を行ったとする事業主の長男（申立人の夫）、及び申立事業所で経理事務を担当していた事業主の三女も当該訂正に係る手続を行った記憶は無いとしていることから、当該喪失処理の経緯について確認することができな

い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年11月30日に遡って資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業所が適用事業所でなくなった56年3月30日であると認められる。

また、昭和55年11月から56年2月までの標準報酬月額については、訂正前の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成12年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年7月16日から同年8月1日まで

私は、昭和56年4月1日から現在まで、継続してA社に勤務している。平成9年5月1日からは同社の駐在員として海外に赴任していたが、12年7月16日付けで同社B支店への異動を命じられたので、同年7月19日に帰国した。12年7月16日から同年8月15日までの給与は国内で支給されており、同社B支店での資格取得日が12年8月1日というのは誤りなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する海外勤務者給与支給内訳書、雇用保険の加入記録及びA社B支店から提出された申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（平成12年7月16日に海外勤務からA社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年8月のA社B支店での資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B支店に異動した平成12年7月16日を資格取得日とすべきところ、誤って申立人が帰国後初めて入社した同年8月1日を資格取得日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係

る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 6 日から 42 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 11 月 2 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 12 月 6 日から 42 年 1 月末日まで勤務したA社、43 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 15 日まで勤務したB社、45 年 10 月 1 日から同年 10 月末日まで勤務したC社及び 45 年 11 月 2 日から 46 年 12 月末日まで勤務したD社に係る脱退手当金を、47 年 8 月 25 日に受け取ったことになっている。

私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったので、自分で請求手続きをすることはあり得ず、支給された記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間②と③の間に勤務した事業所に係る被保険者期間（11 か月）が未請求となっており、当該未請求期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①、②、③及び④に係る記号番号と同一である上、当該未請求期間に係る事業所は、申立期間②、③及び④に係る事業所と同じ市内に所在する事業所であることから、申立人が脱退手当金の受給を請求したとすれば、当該事業所に係る脱退手当金の請求を失念することは考えにくい。

また、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後 40 人のうち、女性で申立人と同時期(昭和 45 年～49 年)に退職した者のうち、当該事業所を退職した時点で被保険者期間が 2 年以上を満たす者(申立事

業所以前の被保険者期間を含む)21 人について脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給した記録がある者は申立人のみであり、事業主による代理請求は無かったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間④に係る事業所に在職中に婚姻のため改姓しており、改姓後、おおむね 10 か月後に脱退手当金の支給決定がされているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名変更処理は行われておらず、このことから、申立人が脱退手当金の受給を請求したとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和47年3月23日にB社に入社し、48年2月1日付けで同社の子会社であるA社に出向し、49年1月1日にB社へ戻るまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間の給与支払明細では、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「辞令簿」及び「健康保険・厚生年金保険の台帳」により、申立人が、申立期間において同社の関連会社であるA社に勤務（昭和48年2月1日付けでB社からA社に出向）していたことが認められる。

また、申立人が保管する昭和47年11月から48年5月までの給与支払明細及び昭和48年分の給与所得の源泉徴収票により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年4月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は同年1月31日に設立された法人事業所であることが商業登記簿により確認でき、B社の「辞令簿」により、同年2月1日

に申立人を含む5人がA社に出向を命じられていることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、後継会社であるB社は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月26日から同年8月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を45年8月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月26日から同年9月1日まで

私は、昭和35年3月23日にA社に入社し、45年8月31日に退社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年7月26日とされ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

昭和45年7月及び同年8月の給与明細書を提出するので、資格喪失日を退社した同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された昭和45年度退職者一覧表及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和45年8月26日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和45年7月及び同年8月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立ての事業所では、保険料控除方法は翌月控除であると回答していることから、45年8月の給与明細書において控除されている保険料は同年7月分と認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月26日から同年8月26日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の給与明細書における支給額及び厚生年金保険料の控除額から、7万2,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年3月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは5万2,000円、同年10月から47年2月までは6万円、同年3月は4万8,000円、同年4月から同年12月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から48年1月1日まで

私は、昭和45年3月1日から58年12月31日まで、正社員として、A社B営業所に勤務していたが、同営業所における厚生年金保険の資格取得日は48年1月1日となっている。

しかし、所持している昭和47年3月以降の給与明細書では、各月とも厚生年金保険料が控除されており、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所が申立人に交付した在籍証明書及び同事業所の回答により、申立人は、昭和45年3月1日から58年12月31日まで申立ての事業所に正社員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和47年3月から48年1月までの給与明細書により、申立期間のうち、47年2月から同年12月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間に申立ての事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同じ職種であり、申立ての事業所の入社時期について回答が得られた10人について、入社時期及び厚生年金保険の資格取得時期を確認した

ところ、全員が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとして
いることから、申立人についても、同様であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、給与明細書により厚生年金保険料控除が確認でき
る昭和 47 年 2 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、厚生年金保
険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月
額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源
泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれ
ぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額
のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 2 月
は 6 万円、同年 3 月は 4 万 8,000 円、同年 4 月から同年 12 月までは 6 万円と
することが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない昭和 45 年 3
月から 47 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人の入社日の翌日の
45 年 3 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のオンライ
ン記録を基に判断すると、45 年 3 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年
10 月から 46 年 9 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月から 47 年 1 月までは 6
万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事
業主は不明としているが、申立期間は 34 か月に及び、仮に事業主から申立人
について正しい被保険者資格取得届が提出されていた場合には、その後 3 回
の被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いず
れの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないと
は考え難いことから、申立人については、事業主が資格取得日を昭和 48 年 1
月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 3 月か
ら 47 年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期
間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所（現在は、C事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和27年4月にD事業所B出張所に採用され、28年8月1日の組織合併によりA事業所の職員となり、平成6年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

昭和32年11月1日付けでA事業所B出張所から同事業所E出張所（駐在）に転勤したが、転勤前の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の後継事業所であるC事業所が保管する職員名簿及び申立人から提出された現金出納簿の記録により、申立人は、申立ての事業所に継続して勤務し（昭和32年11月1日に、A事業所B出張所から同事業所E出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和32年10月1日の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和32年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録すること

は考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は10万円、16年12月15日は9万8,000円、17年12月17日は9万8,000円、18年12月20日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月17日
④ 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成15年12月20日は10万円、16年12月15日は9万8,000円、17年12月17日は9万8,000円、18

年12月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は19万円、16年12月15日は23万4,000円、17年12月17日は24万円、18年12月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月17日
④ 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成15年12月20日は19万円、16年12月15日は23万4,000円、17年12月17日は24万円、18年12

月 20 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は5万円、16年12月15日は14万7,000円、17年12月17日は8万円、18年12月20日は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月17日
④ 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成15年12月20日は5万円、16年12月15日は14万7,000円、17年12月17日は8万円、18年12月20

日は6万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は15万円、16年12月15日は14万7,000円、17年12月17日は20万円、18年12月20日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月17日
④ 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成15年12月20日は15万円、16年12月15日は14万7,000円、17年12月17日は20万円、18年12

月 20 日は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は10万円、16年12月15日は11万7,000円、17年12月17日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月17日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成15年12月20日は10万円、16年12月15日は11万7,000円、17年12月17日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月17日は8万円、18年12月20日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月17日
② 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、平成17年12月17日は8万円、18年12月20日は9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会

保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

勤務していたA社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、被保険者賞与支払届の提出を失念していたため、時効により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年12月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から42年12月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間①について、私は、昭和39年6月に会社を退職した後、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたのに、納付記録が無いのはおかしい。

申立期間②についても、それ以前から継続して保険料を納付していたので、納付記録が無いのはおかしい。以前、社会保険事務所(当時)から、申立期間②に係る私の厚生年金保険の記録があると言われたが、私の記録ではないと回答したことがあり、その過程で、私の国民年金の記録が取り消されたと考えられるので、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録によると、昭和43年1月10日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月に払い出されていることが推認でき、また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立人は、同年1月10日に資格を取得している旨が記載され、オンライン記録とも一致していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和43年1月以降の保険料の納付記録はあるが、申立期間①を含む42年4月から同年12月までは、「納付不要」と押印されていることから、申立人は、42年12月以前は国民

年金に未加入のため、保険料の納付ができない期間であったことがうかがえる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②についても、オンライン記録では、申立人は国民年金に未加入のため、制度上、保険料は納付できない上、申立期間②に係る申立人の資格喪失日（昭和 49 年 4 月 1 日）及び申立期間②直後の資格取得日（昭和 51 年 4 月 1 日）について、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立人が昭和 49 年 2 月に A 市から B 市に、50 年 6 月に B 市から C 市に住所を変更したことによりそれぞれの所轄の社会保険事務所に当該被保険者台帳が移管されているところ、所管の社会保険事務所と申立人が居住していた B 市又は C 市が記録を照合したことを示す事跡（○印の中に年及び月を記載）が認められ、申立期間②において、これらの行政機関が申立人は国民年金に未加入であることを確認していることから、保険料の納付ができない期間であったと認められる。

また、申立人は、C 市に転居してから郵便局に毎月保険料を払いに行っていたとしているところ、C 市が保険料の毎月納付を開始したのは昭和 54 年 4 月であることから、申立人の供述と符合しない。

さらに、当該被保険者台帳を見ると、申立期間②のうち昭和 50 年 6 月の保険料が納付され、51 年 5 月 10 日にこの保険料を還付決定したことが記載されているところ、前述の社会保険事務所と C 市による申立人の 51 年 4 月 1 日の資格取得日の照合の結果、50 年 6 月の保険料が誤納と判明し、還付決定されたことがうかがわれ、このことは、C 市が保管する被保険者名簿における還付記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であったことが確認できる。

なお、申立人は、社会保険事務所で申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録があると言われたとしているところ、厚生年金保険被保険者原票を見ると、厚生年金手帳記号番号、氏名及び生年月日が申立人と同一で、かつ、申立期間②と同一期間の未統合の厚生年金保険の被保険者記録（昭和 49 年 4 月 1 日資格取得、51 年 4 月 1 日資格喪失）があることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1054 (事案 844 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月まで

私は専門学校の学生であった昭和 59 年頃に、両親から国民の義務だからと勧められ、父親と一緒に A 町役場 (現在は、B 市 A 支所) に行き、国民年金の加入手続を行うとともに、父親が国民年金保険料を 58 年 4 月まで遡って納付してくれた。

平成 2 年又は 3 年に第 3 号被保険者として記録されているか不安になり、C 市 D 支所に確認に行ったときに、年金手帳の「はじめて被保険者となった日」を昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 28 日に書き換えられた。この書換えについては後になって気が付いたが、書換え前の日付が 58 年 4 月 1 日であることは明らかであり、これが同日から保険料を支払っていたことの証拠である。

前回、記録訂正のあっせんは行わないとの通知を受けたが、申立期間の保険料の納付方法について、両親が子供会の役員に納付していたというのは誤りで、父親が役場で直接納付していた。当時の役場の職員に確認すれば証言が得られると思うので、記録の訂正を再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年頃父親と共に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、父親が遡って 58 年 4 月までの国民年金保険料を納付し、その後の保険料は両親が納付していたと申し立てているところ、i) 申立人は、62 年 1 月 28 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人は、申立期間当時から 62 年 11 月に結婚するまで A 町に居住していることから、同町において申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い

こと、iii) 申立人は、加入手続を行った詳細な時期は覚えておらず、保険料の一括納付は父親が行ったため、納付額は分からないとしている上、申立人の父親も保険料額は覚えていないとしていること、iv) 申立人は、所持している年金手帳に記載されている「はじめて被保険者となった日」が訂正されていることが申立期間の保険料を納付した証拠であるとしているが、当該年金手帳の手帳記号番号は62年2月に払い出されたものであることが払出簿により明らかであり、この時点では申立期間のうち59年12月以前の保険料は時効により納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の納付方法をA町役場の収入役室で父親が直接納付したと主張を変更しているのみで、新たな資料等の提出は無い。

また、B市役所に対し、申立期間においてA町役場の収入役室に勤務していた者を確認した結果、4人確認できたが、4人とも「申立人の父親は知っているが、父親が申立人の保険料を納付していたか否かは覚えていない。」と回答しており、申立期間の保険料納付に係る裏付けは得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1055 (事案 782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年11月まで

私の夫は、昭和37年7月にそれまで勤めていた会社を退職し、41年12月頃までA事業所を経営していた。同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、会社を退職してすぐに、私がB市役所で夫の国民年金の加入手続を行った。また、夫の申立期間の国民年金保険料は、私が市役所から送られてきた納付書によりC銀行で納付していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

前回の申立てで、あっせんは行わないとの通知を受けたが、私は、当時から社会保険等に関する知識はあり、5年弱の間保険料を払わないということは考えられないので、再度申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される前の国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻による保険料の納付方法が、申立期間当時の制度上の納付方法と符合しないこと、iii) 申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付額、国民年金手帳の交付状況等については定かではないとしており、保険料納付の実態がうかがえないほか、同人自身も、申立期間のうち昭和38年8月から41年10月まで未加入期間となっ

ていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料の提出及び主張は無く、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年8月まで

私は、昭和45年10月に事業所を退職した後、自営していた。私の国民年金の加入手続は、父親がA町(現在は、A市)役場か同役場B出張所で行い、保険料は、自営業の経理を担当していた両親が、私と両親の保険料を事務所に来ていた集金人(所属団体の名称及び集金人名は覚えていない。)に毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に事業所を退職した後、父親がA町役場か同役場B出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、両親が保険料を事務所に来ていた集金人に納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡し、母親は高齢のため申立期間当時の状況を聞くことができないことから、申立期間における保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間よりも前の昭和42年1月頃に払い出され、20歳直後の3か月が納付済みとなっているが、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間当時、国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録では、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、集金人も特定できないことから申立内容を裏付ける供述も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年7月まで

私は、昭和50年3月に会社を退職したが、子供が生まれる前でもあったので、同月か翌月にA町役場で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行ったと思う。

ねんきん特別便では、申立期間の国民年金の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の資格取得者の状況から、昭和63年7月頃に払い出されたものと推測される上、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の資格取得日は同年7月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立てのとおりであれば、昭和50年3月又は4月に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、63年7月の資格取得時に改めて別の記号番号が払い出されたこととなるが、申立期間及び63年7月1日の資格取得時において、申立人の姓及び住所地に変更は無く、A町において申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行ったとするのみで、申立期間に係る国民年金の加入手続、年金手帳の交付及び保険料納付に関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から48年3月まで

私は、昭和47年7月に会社を退職後、A市の実家に帰り、国民年金の加入を父母から勧められ、また、国民健康保険の加入手続時にもA市役所の職員に加入を勧められ、国民年金に加入したと思う。

年金手帳の交付、保険料の納付、保険料額等の記憶は無いが、ねんきん定期便には申立期間の国民年金の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の資格取得者の状況から、平成2年8月頃に払い出されたものと推測されることから、申立人の主張する加入手続時期と相違する上、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の資格取得日は同年8月21日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立てのとおりであれば、申立人に昭和47年7月に国民年金手帳記号番号が払い出され、平成2年8月の加入手続時にも改めて別の記号番号が払い出されたこととなるが、申立期間及び同年8月の加入手続時において、申立人の姓及び住所地に変更は無いことから、A市において申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、オンライン記録により、各種の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行ったとするのみで、申立期間に係る国民年金の加入手続、年金手帳の交付及び保険料納付に関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から61年3月まで

昭和43年頃に同じA町内のB地区の県営住宅に転居し、申立期間においても、一月おきに訪れるA町婦人会の集金人に国民年金保険料を引き続き真面目に納付してきた。当時の集金人であった3人の名前も覚えており、申立期間が未加入となっているのは納得がいかないのでは、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA町の国民年金被保険者名簿を見ると、資格喪失年月日欄には「昭和43.1.26」と記載され、検認記録の昭和43年1月の欄にも「喪失」と押印されていることが確認できる上、当該記録はオンライン記録とも一致し、申立期間に係る資格取得及び保険料の納付記録は確認できず、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人が申立期間において集金人であったとする3人のうち1人は、「昭和50年代半ば以降、B地区の国民年金保険料の集金人をしており、申立人からも間違いなく保険料を集金していたと思う。」とするものの、同氏が保険料を集金したとする二人のうち一人は、「その人が何かを集金していたのは記憶しているが、国民年金保険料をその人に納付したことはない。」としており、もう一人は、「昭和50年8月から55年3月までその人に国民年金保険料を納付し、当該期間に係る領収カードを所持している。申立人がその人に保険料を納付していたか否かは知らない。」としており、同氏の供述内容とは納付時期等が相違する上、同氏が申立人から保険料を集金していたとする具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間において集金人であったとする別の者は、「申立人を知ってはいるものの、申立人から保険料を集金したことは無い。」として

おり、残る一人は、高齢のため供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間当時の年金手帳の表紙の色及び納付したとする保険料額は「覚えていない。」としており、記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年10月まで

昭和45年5月に結婚し、子供ができたので役場に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民健康保険と国民年金はセットでないと加入できないと言われたので、夫婦共に国民年金に加入した。妻が、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付書により毎月納付してきたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月頃に国民年金の加入手続を妻と一緒に行ったとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その払出時期は、前後の任意加入者の資格取得日から、53年4月又は5月頃と推定されることから、申立人は国民年金の加入手続を同年4月又は5月頃に行ったと推認できる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、「昭和53年4月26日」と記載されていることが確認できる上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の「被保険者資格取得年月日」欄には「53. 4. 26」と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない。

さらに、申立人は、昭和45年5月頃に夫婦共に国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を夫婦一緒に納付してきたとしているが、申立人の妻は、申立期間のうち47年8月から48年8月まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、このほかの期間は申立人と同様に国民年金の未加入期間となっている上、申立期間の大半の期間の保険料は、年金手帳による印紙検認納付であ

ったことから、納付書により保険料を納付したとする申立内容とは相違する。

加えて、A市は、申立期間当時の申立人の国民健康保険加入記録は残っておらず、加入状況は確認できないとしている上、申立期間当時の国民健康保険料の納付回数は年4回であり、国民健康保険料と共に毎月納付したとする申立内容とも合致しない上、申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、亡妻が元夫と婚姻していた時期に、A市B出張所に納めに行っていたと亡妻から聞いたことがあるが、国民年金の加入手続の時期や場所、保険料の納付時期は分からない。

亡妻の国民年金手帳は既に無く、亡妻が国民年金保険料を納付していた際の納付書の控えのような書類を見たことがあるが、当該納付書の控えに記載されていた国民年金保険料の金額及び納付期間は覚えていない。

申立期間が未加入であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A市の「年金事業のあゆみ」によると、同市では、申立期間当時、国民年金未適用者の解消を図るため、国民健康保険者名簿等により国民年金の未適用者名簿を作成し、未適用者への加入勧奨を行っていたことが確認でき、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得日が申立人の被保険者資格取得日と同一日である昭和39年9月1日の者が多数確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日も39年9月頃と推測される。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は元夫と連番で払い出されたことが確認できるところ、オンライン記録により、申立人は昭和39年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人の元夫の資格取得日も同一であることが確認でき、当該被保険者資格取得日は、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の被

保険者の資格取得日とも一致することが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、「亡妻が国民年金保険料を納付していた際の納付書の控えのような書類を見たことがある。」としているが、申立期間当時のA市での保険料の納付方法は印紙検認方式であり、当該申立内容とは保険料の納付方法が相違していることから、申立人の夫は、申立人の国民年金保険料が納付済とされている昭和52年度以降の期間と申立期間とを混同している可能性がうかがえる。

加えて、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付には直接関与していない上、申立人及びその元夫は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況等について確認することはできず、不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から39年8月まで

私の母親が私の国民年金の加入手続をいつ行ったかは分からないが、母親の知り合いと思われる女性が自宅店舗に保険料の集金に来ていた。

当時、母親も国民年金に加入していたので、私の保険料も一緒に納付してくれていたはずである。

国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていた母親は既に他界しており、当時の状況はよく分からないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月頃に連番で払い出されている上、オンライン記録により、申立人及びその母親の国民年金の被保険者資格取得日は39年9月1日であることが確認できることから、申立期間当時、母親は国民年金に加入していたとする申立人の主張と相違する。

なお、A市の「年金事業のあゆみ」によると、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年9月に、国民年金未適用者の解消を図るため、国民健康保険者名簿等により国民年金の未適用者名簿を作成し、加入勧奨を実施していたことが確認できることから、申立人及びその母親は、当該加入勧奨を契機に国民年金の加入手続を行ったものと推測される。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和36年度から38年度までは未加入期間を示す斜線が引かれており、39年度は未納を示す「00」と記載されているが、同台帳の備考欄に、申立期間直後の昭和39年9月から40年3月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の保険料が、第2回目の特例納付の実施期間である50年12月6日に一括納付されたことが記載されてい

ることから、当該特例納付時点においても、申立期間は未加入期間であったことが確認でき、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、加入手続等を行ったとするその母親は既に他界しており、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年1月まで

私は、昭和40年12月20日に国民年金に加入して以降、国民年金保険料の未納は無く、継続して納付していた。

昭和61年4月1日に制度が変わり、第3号被保険者となっているが、申立期間当時、第3号被保険者への切替手続を行ったことは無く、61年4月以降も引き続き国民年金保険料の納付書が送られてきたので、銀行又は郵便局で保険料を納付していた。

しかし、昭和61年4月以降の申立期間の保険料の納付記録は無いとされ、保険料の還付も受けていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和40年12月20日に国民年金に加入し、45年4月2日に任意加入被保険者となり、61年3月までの保険料を納付済であることが記録されているとともに、同年4月1日からの新国民年金制度への移行に伴い、旧国民年金制度の任意加入被保険者の種別確認及び第3号被保険者の認定が行われたことが確認できる上、オンライン記録においても、申立人の第3号被保険者への種別変更処理日は同年4月19日とされていることから、申立人に61年4月以降の申立期間に係る保険料の納付書が送付されていたとは考え難い。

また、上記の国民年金被保険者名簿の口座振替の記録欄には、昭和59年2月から口座振替が開始され、61年4月に口座振替の停止の処理がなされたことが記録されていることから、61年4月以降も引き続き納付書が自宅に届いていたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間当時の任意加入被保険者の第3号被保険者への種別変更

係る確認については、昭和 60 年 8 月 31 日現在の国民年金原簿における任意加入者に対し、厚生年金保険等の被保険者の被扶養配偶者であることの確認を行い、確認できた者については、61 年 4 月以降、第 3 号被保険者に種別変更を行ったものとして取り扱うこととされていたところ、申立人は、当該日において任意加入被保険者であり、59 年 3 月 1 日から平成 5 年 2 月 28 日までの期間については、申立人の夫が勤務する会社の政府管掌健康保険（当時）の被扶養配偶者認定期間であることがオンライン記録により確認できる上、上記の国民年金被保険者名簿の取得年月日欄に「済 60. 11」と押印され、備考欄には申立人の夫の生年月日及び厚生年金保険記号番号が記載されていることから、申立人についても、申立人の夫の厚生年金保険加入及び申立人の被扶養認定状況の確認が行われ、申立人についても上記取扱いが行われたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 27 日から 42 年 12 月 16 日まで
私は、A社に昭和 36 年 5 月 27 日に入社し、結婚するため、42 年 12 月 15 日に退社した。
同社の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっている。
しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人のページの前後各 20 ページにおいて、女性で、申立人と同時期の昭和 40 年から 42 年までに被保険者資格を喪失した者で、かつ脱退手当金の受給要件を満たす者は 9 人であるところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該 9 人を含む同僚 10 人に照会し、回答のあった者のうち 4 人は、申立事業所が代理請求を行ったとしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和30年1月3日から32年3月30日まで

私は、昭和30年1月3日から32年3月29日まで勤務したA社に係る脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から1か月後の昭和32年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所で社会保険事務を担当していた者は、「申立人を覚えていないが、退職者には脱退手当金の説明を行い、受給を希望する者については代理請求を行っていた。」と供述している上、申立期間が通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 14 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 13 日まで勤務したA社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、当時、脱退手当金制度を知らなかったので、自分で請求手続をすることはあり得ず、受給した覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時、申立事業所の出張所に勤務していた同僚二人は、「脱退手当金について事業所から説明を受け、事業所が請求事務を行い、脱退手当金を受け取った。」と供述していることなどから、申立人についても、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1810（事案 75 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 6 月に A 社に入社した際、社長から「初めの半年は見習だが、その後は正社員にする」と約束され、私の年金手帳には厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」が 27 年 1 月 1 日と記載されているのに、前回、申立てが認めてもらえなかった。

新たな資料等はないが、どうしても納得いかないのので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人が申立期間当時、申立ての事業所に勤務していたことは、当時の同僚の供述から認められるが、同事業所は昭和 33 年 2 月 14 日に廃業しており、事業主も死亡しているため供述が得られないこと、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所が適用事業所となった 26 年 4 月 1 日から、申立人の被保険者資格の取得日である 27 年 7 月 1 日まで、全て申立人以外の名前が記載されており、申立人が同日以前に資格を取得していたとは認められないこと、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人が資格取得を主張する 27 年 1 月に払い出された者の中に申立人の名前は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が同年 7 月 1 日に払い出されていることが確認できる上、申立人に他の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の所持する年金手帳に記載されている資格取得日は、49 年以降に申立人が勤務した会社を管轄する社会保険事務所（当時）が年金手帳を作成した際に誤記したものと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

今回の申立てに当たり、申立期間において申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録がある被保険者のうち、連絡先の確認できた三人に再度照会したが、うち二人は申立人を記憶しておらず、一人は申立人を記憶していたものの、申立人の申立期間に係る申立ての事業所における厚生年金保険の適用状況等については具体的な供述は得られない上、申立人自身も申立期間において厚生年金保険料が控除されていたという具体的な記憶は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 18 日から 59 年 4 月 28 日まで

私は、申立期間において、汽船A丸及び汽船B丸の船主であり、船員保険法（現在は、厚生年金保険法）では、船主は船員保険に加入できなかったにもかかわらず、「被保険者記録照会回答票」では、申立期間について、私自身が船主であったことを意味する「船員保険C」と記載され、私自身の船員保険の被保険者期間が記録されている。

また、申立期間当時、船員保険の職務上の障害年金を受給しており、老齢年金と併せて二つの年金は受けられないので、昭和 54 年頃、船主を私に変更する旨の届出を船主組合に依頼したはずであり、申立期間において、3か月間入院したり、通院治療していたが、船員保険には加入していないと思っていたので、傷病手当金は請求していない。

年金事務所の担当者は、申立期間当時の船舶所有者はDであったが、その後、申立人に変更されたことから、「被保険者記録照会回答票」には私の名前が表示されたものと説明しているが、納得できないので、調査の上、申立期間に係る船員保険の加入記録を取り消し、納付した船員保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての船舶所有者（適用事業所）は、船舶所有者別被保険者名簿により、昭和 54 年 7 月 18 日に船員保険の適用となり、船舶所有者はDとして届け出ていることが確認でき、申立人は、同日に船長として船員保険の被保険者資格を取得し、59 年 4 月 28 日に資格喪失するまでの期間について被保険者として記録されている上、船舶所有者が申立人に変更されたのは、申立期間後の 62 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、船員法及び船員保険法により、船舶を共有している場合、船舶所有者は、選任された船舶管理人とすると規定されているところ、E地方法務局F支局が管理する船舶登記簿及びG運輸局H運輸支局F海事事務所が管理する船舶原簿により、申立期間当時、申立ての汽船A丸の所有権は共有となっており、船舶管理人は申立人ではなくDであることが確認できるとともに、汽船B丸についても、I地方法務局J支局が管理する船舶登記簿及びK運輸局I運輸支局が管理する船舶原簿により、船舶管理人はDであることが確認できることから、申立期間において、申立人が船員保険の船舶所有者になることはできない。

さらに、船員保険の届書の提出を代行していたL県内航海運組合M支部から提出された昭和57年及び58年の船員保険被保険者標準報酬改定通知書(写)により、船舶所有者はD、申立人は被保険者として届出が行われていることが確認できるとともに、同支部には、申立人が54年頃に船舶所有者変更届を提出したとする主張を裏付ける関係資料は見当たらない。

加えて、「被保険者記録照会回答票」の「お勤め先の名称」欄には、船員保険の場合は船舶所有者名が表示されるが、船舶所有者を変更している場合、システム上変更後の船舶所有者名が記載されることから、申立期間についても申立人の名前が「お勤め先の名称」欄に船舶所有者として記載されたものであり、申立期間において、申立人が船舶所有者であったことを示すものではない。

なお、傷病手当金の受給の有無については、全国健康保険協会船員保険部に照会したが、当時の関係資料は保管されておらず、申立人が受診したとする病院にも当時の診療記録が保存されていないことから確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において船員保険被保険者であったことが確認できることから、申立期間に係る記録訂正を認めることはできない。